

平成30年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年3月2日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成30年3月2日(金) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成30年3月2日(金) 午後 4時28分
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 橋 本 稔 細 川 英 俊
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 3 8 号	鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 9 号	鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 0 号	鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 1 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 4 2 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 4 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 7 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 7 号	平成 2 9 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 4 8 号	平成 2 9 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 5 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計決算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 2 号	平成 3 0 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第 5 4 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会予算	原案可決
第 5 5 号	平成 3 0 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第 5 7 号	平成 3 0 年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第 5 8 号	平成 3 0 年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	田 島 史
都市整備部副部長	島 田 友 光
都市整備部副部長	高 橋 英 樹
都市計画課副参事	島 村 信 行
都市整備部参事兼建築課長	大 塚 泰 史
市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康

(建設部)

建設部長	小谷野 幹 也
建設部副部長	村 田 弘 一
道路課長	原 口 正
工事課長	中 根 治 人
工事課副参事	関 口 敬 一
下水道課長	矢 部 正 樹
水道課長	三 村 正
吹上支所長	吉 田 憲 司
川里支所長	望 月 栄

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と橋本稔委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第38号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第39号 鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第40号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第41号 市道の路線の廃止について、議案第42号 市道の路線の認定について、議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分、議案第47号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第48号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第52号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第54号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第55号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算、議案第57号 平成30年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第58号 平成30年度鴻巣市下水道事業会計予算の議案14件であります。

これらを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第41号及び42号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。このほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めますが、議案第50号の平成30年度一般会計予算については議案第55号の次の議題とし、歳入歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については質疑する内容についてよく整理していただき、議案第45号及び第50号については予算

書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行について御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(50号の前に55号をやるの声あり)

(委員長) 50号の予算については、55号の次の議題。だから、50号は後。議案第50号の平成30年度一般会計予算については、議案第55号の次の議題とし。

(秋谷) 農集と北新宿と広田をやった後に50号をやるということ。

(委員長) はい、そうです。

(秋谷) それで、最後に水道と下水道をやるということ。

(委員長) はい、そうなります。それって前は最後にしていませんでしたっけ。50号というか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時04分)



(開議 午前9時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、先ほど説明したとおり、この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第41号及び42号について執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第41号及び議案第42号は、市道の廃止及び認定について議決を求めるものです。関連がありますので、一括してご説明いたします。

内容につきましては、廃止1路線、認定1路線です。

初めに、議案第41号 市道の路線の廃止1路線について説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。市道E-608号線でございますが、起点を鴻巣市糠田字本田五ノ割2853番地先とし、終点を鴻巣市糠田字本田五ノ割

2846番地先とします。幅員2メートル、延長33.34メートルの路線でございます。これは、市有財産売却処分により認定を廃止するものです。以上、1路線の廃止をお願いするものです。

続きまして、議案第42号 市道の路線の認定1路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。初めに、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。市道A-430号線でございますが、起点を鴻巣市宮地3丁目1999番45地先とし、終点を鴻巣市宮地3丁目1999番52地先とします。幅員4.2メートル、延長73.4メートルの路線でございます。これは、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。以上、1路線の認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定する開発道路1路線につきましては補修等を要する場合は、建築物等がある程度できた時点で補修等を行うことで開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時09分)

(開議 午前10時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第41号及び42号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) では、41号の廃止のほうなのですが、これの販売価格は幾らなのかお聞きしたいと思います。

(道路課長) こちらにつきましては、単価1平米当たり1万1,400円になります。

以上です。

(橋本) 合計で幾らぐらい。

(道路課長) 面積的には62平米あります。金額として70万6,800円になります。

以上です。

(橋本) これは、現地を見て舗装をされていましたが、これについては市でやるのですか、それとも個人でやる。個人でやる場合は、市に許可とか要るのでしょうか。

(道路課長) 現地のほう、委員さん言うとおりの舗装はやってあったのですけれども、その経緯は自分もわからないのですが、通常委員さん言ったとおり、地権者がやる場合については施工承認という形で上げていただいています。

以上です。

(橋本) 赤道とかああいうのがあるのですけれども、ああいうのは市ではあの道は今までも管理をしていた道なのでしょうか。

(道路課長) 市道認定されておりますので、管理のほうはやってはいるのですが、実際に今回のように上がってこないとわからない部分もあります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第41号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、この議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(都市計画課副参事) 議案第38号は、鴻巣市都市公園条例の一部を改正するものであります。これは、都市公園法施行令の一部が改正され、これまで政令で規定されていた都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合について、法の規定を参酌して都市公園を設置する地方公共団体が条例で定められることになりましたことから、本市における割合を定めるものです。

具体的にご説明いたしますと、運動施設の敷地面積に関する制限ということで、鴻巣市都市公園条例第6条の3として令第8条第1項の条例で定める1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の50とするという文言を加えるというものです。実際都市公園に野球場であるとかテニスコートとか、そういう運動施設があるのですけれども、その面積が全体の公園面積に対して50%の割合でということに定めるものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(細川) それでは、38号を何点かお伺いさせていただきます。

この100分の50という数字なのですが、これは上でも下でもだめだということで解釈してよろしいのでしょうか。今のご説明だと、50%というよ

うな表現で限定しているように聞こえたので、そののところがまず確認したいと思います。

(都市計画課副参事) 今まで政令ですと全国一律で50%を超えてはならないということになっておりました。ただ、最近バリアフリー化とか、あといろんな国際大会を誘致するに当たってドーピングだとか、そういうような施設をつくる場合にどうしても50%を超えてしまうということが、鴻巣市ではないですけども、そういうようなことから法を参酌してということで、過去の他市の状況を見ますと60%とか、100分の60というふうに超えて決めている、全体の公園の中でこの公園については100分の60ですよというふうに決めている自治体さんの条例もございます。ちょっと下回ったのはこちらのほうも確認はしていないのですけれども、主に緩和というか、運動施設をつくるに当たって少し面積がとれるというような解釈かと思います。確かに上限等もできるとは思いますが、主には緩和かと思います。

以上です。

(細川) そうすると、まずはこれ条文の頭に制限とあるので、今の数字でいくと50%を超えてはならないということによろしいのですよね。

(都市計画課副参事) そうです。100分の50ですから、ということです。

(細川) この100分の50というのは、もともと国のほうで定めていた数字をそのまま準用しているとか、本市のほうでも適用していこうというような考えだというふうに認識をしたのですが、それによろしいのでしょうか。

(都市計画課副参事) そうです。全国一律に50%を超えてはならないと政令で決められていたものを、今度は条例で定めなさいということになっておりますから、今のご質問のとおり、50%ということで結構です。

(細川) それでは、50%、100分の50という数字なのですけども、これってあくまで制限で、これ以上はだめですよという……あくまでもふたのようなもの、ふたという表現はおかしいかもしれないのですけれども、だと思ふのです。これって大きければ大きいほど後々ある程度我々自治体側として流動的に、これが45でも40でも後々つくろうと思ったらつく

れるわけではないですか。ただ、それが55になる可能性があるとかといった場合に、後々のことを考えるとここは大きく幅を振っていったほうがいいのかなどというふうに単純に思いました。これ大きくなるとまずい要因というのは何かあるのでしょうか。

（都市計画課副参事）今現在鴻巣市に幾つか、上谷総合公園とかあかぎ公園とか川里中央公園というのがございます。今現在の率ですと大体32%ぐらいが整備、いわゆる運動施設率ということになっております。ですので、上谷総合公園自体は実際既に整備も終わっておりますし、川里も整備はこれからですが、50%を超えることはないだろうと。本来公園というのは、いろんな方が自由に使えるというための都市公園ですので、ただそれで運動施設というのは専有して料金をいただいてお借りをするということですので、余り施設がふえた場合について、例えば緑が少なくなったりとか、潤いとかそういうものが損なわれる可能性はあるのかなと思っています。今鴻巣のほうで運動施設を持っている公園については50%以内でおさまっておりますし、今後そこまでふえることはないかなと思っています。ただ、お話のとおり条例ですので、条例を改正して、ある一つの公園について率を100分の60だとか、70はちょっとあれですけども、その程度の上限というのがどうかというのは今後考えられると思っています。

以上です。

（橋本）確認なのですけれども、本会議の質問で100分の40でも100分の60でも可能ですかという質問で、大丈夫だという答弁があったと思うのですが、それは条例を改正すれば大丈夫だという、そういうのでいいのでしょうか。そういう解釈でいいのですか。

（都市計画課副参事）はい。条例を改正すれば上げることは可能かと思えます。

（橋本）国の100分の50というのは強制力が特にないということなのか。

（都市計画課副参事）法の中では参酌というか、市独自、いわゆる地域の地域性を生かしたことで条例を定めていますので、法律の50%という

のでは壁というか、そういうものはなくなったというふうに解釈しております。

(橋本) 確認なのですけれども、例えば上谷総合公園でいえば駐車場もこの一部に入って、駐車場をふやすといたらそれがまた問題になってくることなのか。

(都市計画課副参事) 一応あくまでも運動施設ですので、テニスコートとか野球場とか、そういうところに該当する率という、運動の施設率ということで解釈しております。

(橋本) 最後に、例えば上谷総合公園、鴻巣市内の公園で一番面積が多い施設は上谷なのですか。どちらなのでしょう。パーセントも教えてください。

(都市計画課副参事) それは面積ですか。運動施設の割合ですか。幾つか公園があるのですけれども、施設率とかいきますと糠田運動場が施設率からすると一番高い数字になっております。数字は、今現在42.21%です。

(橋本) そうすると、そこにもう一つ野球場をつくるとなるとはみ出してしまうというか、そういうことなのか。

(都市計画課副参事) そこは河川敷で、国土交通省さんのほうから実際お借りというか、もう河川区域なので、これ以上ふやすのは今のところは考えておりません。

(秋谷) ちょっと基本のお話で教えてもらいたいのですけれども、ここでいう都市公園に当たるものの例の中で先ほど上谷と川里中央と、あとあかぎと今糠田の運動場まで出ましたけれども、該当施設の数と今の4つ以外で挙げられるようだったらどこが対象になるというのをまず教えてもらいたいのですけれども。

(都市計画課副参事) 今挙げたほか以外は、赤見台近隣公園です。これは野球場がございます。それと、ちょうど17号と旧中山道の間には東町公園というのがありまして、そこは東町のテニスコートというのがございます。それと、あとひばり野中央公園といたしまして、そちらの東側のひばり野中央公園にテニスコートが1面ございますので、上谷総合公園、

赤見台近隣公園、それから川里中央公園、あかぎ公園、糠田運動場、東町公園、ひばり野中央公園ということで、7つの公園ということで都市公園はそれで把握をしてございます。

(秋谷) 川里の中央公園以外は、今後はそんなに大きな変動はないと思うのですけれども、例えば川里中央公園を今後整備していく過程において、今の計画段階で何%ぐらいになっているのでしょうか、あそこは。

(都市計画課副参事) 今現在川里中央公園は全体の面積が7万9,300平米ございまして、今現在2万4,413平米です。そうしますと、30.79%になります。今後まだ具体的にそこの今の買収をこれから一部残っているところをやるのですけれども、そこはまた詳細設計等で検討していきながら考えてまいりたいと思っております。

(阿部) 吹上のパークゴルフ場なんか堤外にありますよね。あれは、公園としての扱いではないと思うのだけれども、あそこの運動施設、いわゆるソフトボール場があったり、もちろんパークゴルフ場もあったりするのだけれども、規模としてはあそこの糠田よりも大きいのだ、あそこのほうがたしか。公園の扱いではないから、あそこにはこういう規定は当てはまらないということだよね。

(都市計画課副参事) はい、そうです。

(加藤) 今回法のほう、都市公園法施行令の一部が改正されるということで、それを参酌してということなのですけれども、これというのは国のほうではいつまでに条例のほうで規定しなさいというような感じのお示しとかがあってあるのでしょうか。

(都市計画課副参事) 政令の施行日が平成29年6月15日になってございます。そこから起算いたしまして、1年以内に条例で定める必要があるということで、今3月議会に提案させていただきました。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 鴻巣市都市公園条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(都市計画課副参事) それでは次に、議案第39号について、39号は鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部改正でございます。これは、ふるさと総合緑道休憩施設につきましては、これまで第2体育館とともに指定管理者が一体的に管理を行っておりましたが、平成30年3月31日をもって第2体育館が閉館することに伴い、指定管理者による管理が終了することになりましたことから、休館日につきましてはこれまで12月28日から1月4日まで及び毎週火曜日だったものを、12月29日から1月3日までのみに変更し、利用時間につきましては閉館時間を午後9時から午後5時に変更するほか、一部文言の整理を行うものでございます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 何点か質問させていただきます。

本会議でも随分質問あったのですが、愛里巢の、今度臨時職員を常駐されると思うのですけれども、この方の報酬というか賃金ですか、これは幾らになるのか。

(都市計画課副参事) 臨時職員さんの給与につきましては、鴻巣市の臨時職員の給与の一般事務としての金額、900円を計上してございます。

(橋本) これは、今まで第2体育館と一緒にやっていたときと費用的には多くなったということで理解してよろしいのでしょうか。

(都市計画課副参事) 全体で見ますと、指定管理料が206万9,000円でしたので、全体とすると予算に計上してございますのが287万7,000円ということでございますので、約80万ほどはふえてございます。

(橋本) あと、今まで火曜日が休みだったのを、休みをなくしたという、これの要望とかそういうのがあったのでなくしたのでしょうか。それだけ。

(都市計画課副参事) 毎週火曜日というものは、鴻巣市の体育施設指定管理については火曜日が休館日になっておりましたので、一体的管理ということで火曜日が自動的にお休みということになっていたわけですが、本来ふるさと総合緑道といたしまして、当然市内全域にわたってふるさと総合緑道を設定している中、休憩所に指定しておりますので、トイレだとか休憩だとか、そういうものに幅広くご利用していただくということで火曜日定休というのをなくして、休みのほうも年末年始ということで決めさせていただいております。

(橋本) 最後に、地元のところなのですからけれども、多分2回ぐらいしか利用したことがないのですけれども、トイレを利用するのはあいていないと入れないのでしたっけ。

(都市計画課副参事) はい、外からは入れません。

(橋本) そうすると、今度5時までだということで、5時以降は使えないということで理解していいのでしょうか。

(都市計画課副参事) はい、使えないということになります。

(細川) それでは、まず休館日、利用時間のご説明をいただきたいのですが、ほかのこうした施設等々というのも公民館であったりだとか、ある程度公共性のあるものというような観点で見たときに、同じような休館日であったりだとか、あと利用時間であったりとか、そういったものというのは統一感を持って設定されているものなのでしょうか。

(都市計画課副参事) 公民館につきましては、月曜日が休館日になってございます。あと、コミュニティセンターについては火曜日になってお

ります。時間のほうにつきましては21時まで、従来の休憩施設の時間と同じ21時までだったのですけれども、こちらの休憩施設の利用状況を見ますと15時以降、16時から21時までの間というのが、全然ないというわけではございませんが、利用がそれほどなかったということもございませし、ふるさと総合緑道で四季折々で夕暮れの時間は違うと思うのですけれども、実際緑道の休憩施設としては歩ける時間帯でよろしいのかなということで総合的に判断させていただきました。

（細川）わかりました。愛里巢のほう、ちょっと私の記憶違いであったら困るので、先に確認したい。あそこは会議スペースか何かがあって、地元の方たちが利用しているということを以前伺った記憶があるのですが、ここは間違いはないか確認させてください。

（都市計画課副参事）一応間仕切りができて会議室になる部分もあります。あと、図書室等がございませ。滝馬室の区域の中で自治会館を独自にお持ちでないところがございませ、自治会さんが。そこでもご利用はありましたが、こちらのほうでつかんでいる部分につきましては主に土曜と日曜の午前中のご利用ということで、夜間の利用はなかったというふうにこちらのほうでは把握しておりますので、それだけ休みなく日中使えるということで近隣の方にはそれほど影響はないかと思っております。

（細川）これまでこちらの愛里巢の管理は第2体育館のほうの指定管理者が隣接地だということで、体育館の管理をしつつ、そちらのほうも少し様子を見る程度だというふうにお聞きをしていたのですけれども、今回体育館の指定管理がなくなった結果としてこのように変わるのですが、臨時職員であっても常駐をさせることが必要なのでしょうか。一般会計の予算のほうとも連動してくるかと思うのですけれども、今の形であると条例の変更だけなので、ここに関しては利用者の状況であったり、現状に合った条文に切りかえるだけですよという部分なのかなというふうに思うのです。なので、これに関しては特に問題はないのですが、ここに関しては一般会計のほうでやってしまったほうがいいですか、そうすると。

(委員長) 関連性がないわけではないから、ちょっと幅が広がっても。

(細川) 申しわけありません。では、そののところ、臨時職員でも常駐させる意図、意味があるのかないのか、そこが私には理解ができなくて、ほかの例えば川里のふれあいセンターかな、なんかであると、広田のほうですか、広田でしたっけ。小学校からもうちょっとこっち側のところのほうだと、川里工業団地のところにありますよね。公民館ではない。ふれあいセンター。何とかセンターとたしかあったかと思うのです。そのところなんかは、利用するときには朝あけに行って、終わるころに閉めに行くというような形で、ここはある程度日中を通して利用者が訪れるからということであれば、ある程度あけっ放しというような状態というのもしかるべきなのかなと思うのです。なので、解錠、閉錠だけある程度見ていて、プラスアルファ清掃だとか整備、そういった部分だけを見ていけば済むのかなと思ったのですけれども、そこを常駐させるという意図がどこにあるのかなというところが疑問なので、ちょっとそこをお伺いできたらと思うのですが。

(都市整備部副部長) では、私のほうからお答えさせていただきますけれども、課の中で正直なところ相当練りました。申し込みをさせていただいて、申し込みの時間だけあけに行こうかですとか、利用時間が終わったら閉めようかですとか、いろんな部分を含めてやったのですけれども、今年度についてはこのような形で予算計上させていただいて、利用時間帯もこのような形でセッティングさせていただくのですけれども、あくまでも平成30年度の様子を見て今後また変更する要素も当然あると思いますので、1年間の様子をうかがった中でまた愛里巢の利用形態、また管理形態も含めて検討したいということでこのような方向で今回ご提案させていただいたわけなのですけれども。

(常駐ではの声あり)

(都市整備部副部長) 常駐ではないです。

(都市計画課副参事) 平日の午前中につきましては、朝給食センターの職員に鍵をあけていただいて、臨時職員さんは午後からの勤務になります。ただ、実際のところ土日とかですと給食センターがお休みなので、

土日は9時から17時まで勤務になりますが、全て常駐ではないです。平日は午後からになります。

（細川）そうすると、担当部局のほうでもんだ結果として今の形でということなので、そこはいいかとは思いますが、もともとの指定管理のときにかかっている費用よりも予算もふえている状況がある。利用の状況を見ていると、やはりそこに置いておく必要があるのかなというのが客観的に見た疑問点でありますので、一度状況をよくよく把握しながら今後の対応も決めていただければいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

（秋谷）ちょっとお伺いしたいのですが、今答弁のやりとりを聞いていて、土日の部分の例えば朝の9時から、平日のほうは学校給食センターの方にあけてもらうからいいとは思いますが、土日に臨時の職員さんを管理する方は誰なのか。要は私が言っているのは、必ず9時に絶対あいているということを担保する人間は誰なのか。

（都市計画課副参事）毎日見に行くというのは無理でしょうけれども、出勤簿というか、何時に出勤をしてというのがあります。当然のことながら警備をしておりますので、裏というか、そういうものはそこでも確認をとれるのかなというふうには思いますが、まずは出勤簿でその勤務の状況等を確認して、それについては逐次こちらのほうで職員が確認するというご理解していただければと思っております。

（秋谷）それは理解をしたとして、1年のあの周辺のスケジュールでいうと、早速4月、5月に花まつりがあると思うのです。花まつりになると道路混み合うことがわかっている方は、9時よりもずっと早い時間にあの周辺に、あるいは夕方の5時以降も、私なんかも夕方に見に行ったりするのですが、どうしても花まつり会場のお手洗いだと、言葉は悪いけれども、衛生的にちょっと心配な方とかはわかっている方は上に上がると思うのです。そういうときに9時、5時の管理でどうなのだろうかなと思うところがあるのですが、そういうイベントのときなどは何か別の対応というのはお考えがあるのでしょうか。

（都市計画課副参事） 実際具体的などというイベントでというところまではございません。ただ、愛里巢のご利用を見ますと、恐らく花まつりの時期かもしれないのですけれども、観光戦略課さんがふるさと総合緑道を押さえておりますので、連携しながらというふうに、今ご質問の中で答えられるのは連携をしながら対応していきたいと思っておりますし、場合によっては都市計画課の職員も出て様子をうかがいながら対応していきたいと思っております。

（秋谷） 観光戦略課さんとしっかりと、観光戦略課さんであれば逆にあそこにお客さんがどれぐらいの時間から集まってきて、どれぐらいの時間までやっていけば大丈夫だというのを多分わかるでしょうから、そのあたりしっかりとフォローをお互いがし合えるようお願いをしたいのですが、もう一点お伺いしたいのが指定管理の場合は体育施設と愛里巢と、あと駐車場の部分も当然あったと思うのですけれども、今度取り壊しをするときに駐車スペースというのは工事機材とかが、工事のためのいろんな資機材が入ってくるとどれぐらい削られてしまうものでしょう。要は愛里巢の利用者の方々だけではないわけです、あそこを使っていらっしゃる方って。あそこを起点に緑道に入っていく方もいらっしゃるんで、そのあたりでもしおわかりになれば教えてもらいたいのですが。

（都市整備部副部長） 最終的に工事の解体ですとか、新たな給食センターということの計画あるみたいですが、それに関しては建設部の工事課さんのほうが依頼を受けて対応すると思うのですけれども、スポーツ健康課と話をしたところによると仮囲い万能板といたしまして、今駅前なんかで鉄板のあれで愛里巢の部分は駐車場も含めて囲うということですので、利用者に対しては多少重機等が前を通過して奥へ入ったりするでしょうけれども、愛里巢利用者、また駐車場に関しては台数が減ったり、利用者にご迷惑をかけないような形で対応するという事だけは聞いてはおります。面積はどのくらい余分に確保できるのかというものは、まだ具体的には聞いておりませんが、今の利用形態だけは損なわないような形で対応するという事だけは確認しております（まちづくり常任委員会会議録平成30年3月5日開催P1「車両等の出入りの関係

で現有の駐車場は全て作業用の通路として使用することと確認をしました。また、現有の駐車場は9台の駐車場を確保しておりますが、建物の浄化槽付近約3台、それとお寺のほうに行く道路の反対、給食センター側の砂利のところに約3台、それと小学校に行く表の通りから給食センターへ入ってきた民地側の駐車場を利用して、現有の駐車場を最低限確保するという中身で確認をとりました」に発言訂正）。

（阿部）聞いていると9時から5時までだということで、使用頻度はどのくらいかわからないけれども、市内の人ばかりではないと思うのだ。よそから来る人もいると思う。そんな中でこの休憩施設については、トイレについても9時から5時までしか利用できないのだというような案内というのは、観光戦略課のほうでマップか何かにそういった明記してあるのかな。ではないと、忙しく行って、あれ、あいていないということになったら大変だよね。どうなのだろう。市内の人だって、結局当てにして行く人いるから。そこを行って用を足すと。それができなかったときは本当に唾然とするから、その辺のところはどうなのだろう。

（都市計画課副参事）今のご質問の件につきましては、そこまでは検討はいたしていないというのが実情でございます。仮設のトイレも花まつりの会場にはあろうかなと思うのですけれども、利用についての制限については掲示するなどして周知はしたいと思うのですが。

（阿部）いや、花まつりの会場のことを聞いているのではなくて、愛里巢へ行って、結局9時から5時までしか用が足せないのだということをしっかりと案内しておかないと当てにして行く人がいるので、中には、すごく困ってしまうと思うのだ。だから、そういったことをちゃんと案内しているのかどうか。マップか何かに載せるとか、ふるさと緑道のしおりみたいなのがあったとしたら、それにちゃんと明記しておくとか。ではないと、私の場合はさきたま緑道がすぐそばにあって、トイレは常時あいているのです。ですから、そういう考え方しかしていなかったものだから、9時、5時で閉められてしまうとどこですればいいのだということになってしまうのだ。だから、やっぱりしっかりその辺のことについては知らしめる行動をしておかなければいけないのかなというふう

に思うのだ。案内を。

(都市計画課副参事) 今委員さんのほうのご指摘を受けまして、課内等で検討いたしまして、何らかの形はとりたいと思います。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第39号 鴻巣市ふるさと総合緑道休憩施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(都市整備部参事兼建築課長) それでは、議案第40号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

これは、公営住宅法の一部改正に伴い、鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。公営住宅法の改正につきましては、認知症患者等の高齢住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公庁における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができるものでございます。条例の改正箇所につきましては、第17条、家賃額の決定

に新たに第3項として認知症患者等の市営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合の措置を設け、また第33条、収入超過者の家賃に新たに第2項として同じく第36条、高額所得者の家賃等に新たに第2項として認知症患者等の市営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合の措置を設けたほか、新たに加わった項等により文言の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) 何点か。基本的に収入申告は毎年しっかり行っているということが前提ですよ。

(都市整備部参事兼建築課長) 鴻巣市の場合におきましては、8月に収入申告を行っている状況でございます。毎年行っています。

(橋本) その中で、本会議でも聞いたのだけれども、認知症になった人の申告を市の職員が代理でやるという、そういう意味なのですか。

(都市整備部参事兼建築課長) 認知症患者等につきましては、基本的にはまず知的障がいとか精神障がいとか手帳だとかという形の確認、あるいは医師の診断書等によって確認をさせてもらって、それが収入申告書のかわりになるという形で考えていただければと思います。

(橋本) ということは、やらなくてもいいということなのでしょうか。

(都市整備部参事兼建築課長) 収入申告書という書類がなく、逆に診断書なりをつけてもらう形で対応するという形になります。

以上です。

(橋本) 現状でそのような方が鴻巣市内に何人ぐらいいらっしゃるのですか。

(都市整備部参事兼建築課長) 本会議でも述べさせてもらいましたが、市営住宅の申告時期になりますと息子さん、娘さんと同伴で来る高齢者もいますので、現在は申告漏れという形はございません。

以上です。

(橋本) 1点だけ、今生活保護で市営住宅に住まわれている方ってどのくらいの割合でいらっしゃるのですか。

(都市整備部参事兼建築課長) 済みません。生活保護者のデータがございませんので、ちょっとお時間をいただく形でよろしいでしょうか。

(橋本) はい、結構です。

以上です。

(秋谷) ちょっとお伺いしたいのですけれども、現状収入の申告の際にご家族の方なり、近親者と言ったらいいのかな、ご家族の方であったり、あるいは身元保証とかされている方とか、そういった方と来ていらっしゃる事なのでしょうけれども、あるいは自分自身でしっかり認知できればいいのでしょうかけれども、今お住まいの方でご高齢の方でまだ自分一人で要は申告ができる、そういう方の中に家族のいらっしゃらない方、例えばもともとの入居のときには身元の保証人であったり、連帯保証人であったりという方が当然一緒には出ていると思うのですけれども、ある程度住まわれると保証人自体の所在というのを毎年毎年確認しているとちょっと思えないので、そういった方はどれくらいいらっしゃるのですか。たった1人だけという、申告に来たり、ひとり住まいの方。

(都市整備部参事兼建築課長) 单身ひとり住まいの方の手元の資料がないのですが、そういう方であったとしても先ほど言ったように身内の方、あるいはちゃんと自分のほうで認識できる方は書類に書いていただいて、郵送というケースもございますので、あとは我々が違う用件で団地なりに行ったときに所在を確認する、あるいは申告の時期が来ているので出してくださいねという形、あるいは逆に書類をその場で預かってきてしまうケースもありますし、あるいは下谷団地なんかだと常光公民館のほうに近いからそこに出しておいたので、職員が本庁舎に来るときに建築に持ってきてくださいというような形も含めた形の中で申告ができない人は今のところ、今年度も含めていないという形でございます。秋谷委員がおっしゃるとおり、单身は何人いるのだいという形はちょっと今手元にデータがないので、先ほどの生活保護者の関係と单身のほうは調べさせて、時間をいただければと思います。

(秋谷) すごく基本的なことをお伺いしてしまうのですけれども、市営住宅の家賃は月々口座引き落としになっているのかしら、それとも振り込みになっているのかしら。

(都市整備部参事兼建築課長) 入居者によってまちまちで、現金で持ってくる方もいますし、口座落とし、なるべく口座落としでお願いするような形で話は進めているのですが、やはり現金で持ってくる形の方も何人かいます。

以上です。

(秋谷) 答弁のときに、例えば8月に収入の申告をお願いしているということなのですけれども、認知症というのはいきなり来てしまうのです。要は8月の申告、例えば今年度の8月の申告は大丈夫でも、例えば10月なり11月なりにいきなり発症する。もし引き落としとかである程度入っているお金があれば、何カ月か見過ごしてしまうような心配というのはないのでしょうか。

(都市整備部参事兼建築課長) うちのほうですと、今毎回報告させてもらっていますけれども、滞納家賃という形に力を入れた形の中の徴収等に頑張っているところがございますが、その中でも特に今月落ちていないねという形については、早速事務的な手続で通知文だとか電話等の形をしていますので、家賃の対応については厳しく指導しているところがございます。それと、今回認知症という形においては、先ほど言った収入申告のかわりに診断書とかをつけてもらいますよという形なのですけれども、なぜ申告をするかというのと、8月に申告をしていただいて、来年度の家賃決定にそれを使うことになりますので、家賃算定ができなくなってしまうと。そうすると、今までは申告漏れになってしまうと、本当は安い市営住宅の家賃で入れるところが、近傍同種の家賃に上がってしまうというペナルティーが来るので、その辺が認知症で本当にそういう症状の中で忘れてしまったという形を救うがために、今回の改正があったという形を聞いているところがございます。

(秋谷) 今すぐ言っても多分出てこないでしょうから、後でちょっと教えてもらいたいのですけれども、今の入居者の方々の単身ひとり住まい

の方で連帯保証人の方を毎年確認しているのかどうかというのと、あと保証人がいなくて家族、身寄りがいない方というのをどれだけ把握しているのか、後で、多分ないでしょうから、後で教えてもらいたいのですが。

（細川）条文の第6条に関してお伺いをしたいのですが、前後の文言が省略されていますので、1点ちょっとひっかかっているところが、第2項の（イ）同居の「いずれかが」という文言が、「いずれもが」という文言に変わっているのです。これは、範囲の拡大ですか、縮小ですか。

（都市整備部参事兼建築課長）大変申し上げづらいのですが、実際は「いずれも」で事務的な形を処理していました。今回の改正に伴って字句1文字がこれはちょっとおかしいよねという形で気がつきましたので、その訂正を今回の条例改正に合わせて訂正させてもらいたいという形でやりました。

（細川）いずれかというのと、2人いればどちらか、いずれもだと両方ですよね。それが条文に沿って今まで運用ができていなかったということなのではないでしょうか。

（都市整備部参事兼建築課長）条例がある以上は、今細川委員おっしゃるとおり、その形で処理してしまったのですが、上位法である公営住宅法等にもその辺書かれているという形の中で、事務が「も」という形の中で処理をしていたという形でございます。

（加藤）先ほど前任者のほうから質問があったところで逆にわからなくなってしまった点の確認なのですけれども、収入申告書を8月に毎年出していたと、一方で認知症等の方で診断書がかわりということなのですから、診断書自体には収入は書いていませんから、それをもって何らかの調査権限などを活用してその人の収入を把握するということになるのかなと推測しているのですけれども、そうなった場合の、今回上位法なども含めて調査権限、税関係部局に調査ができるというのは今までもそうだったのか、あるいは今回ルールがそういうふうになるように決まろうとしているのか、どちらかちょっとお答えいただければと思います。

（都市整備部参事兼建築課長）既にマイナンバー等の関係もありまして、

情報がうちのほうで見られる形になっておりますので、昔は所得証明だとかを申請人が税務課にとっていただいて、それを添付してもらったのですけれども、今は申告書だけを添付する形で、うちのほうで調べることができるので、それをもとに家賃を算定していくという形になります。以上です。

（加藤）調べる権限があって、それに基づいてというのがわかりました。それでは、今度認知症患者等、等のところを確認したいのです。等の中にはどういったものが含まれるかなど。障がいなどを持って、あるいは精神疾患などでというようなものを想定しているのか。あるいは、認知症ではないけれども、高齢に伴って判断能力、それこそが認知症なのかもしれないけれども、この辺は精神疾患とか、そういったものを含めた等という解釈でよろしいかを確認したいと思います。

（都市整備部参事兼建築課長）加藤委員おっしゃるとおりで、知的障がい者、精神障がい者、そういう方も対象になるという形でございます。あとは具体的に言うと、例えば申告時期に交通事故等で入院してしまってこちらに出せないという方もいるかと思っておりますので、そういう方は診断書をつけるという形の中で申告が免れるという形で解釈しているところでございます。

（加藤）今医療の世界だと、精神疾患で入院している方が高齢になって、特別養護老人ホームとか、あるいはご自宅に帰す傾向が出てくるので、こういった制度の運用というのには必要だと思います。

そうすると、次の質問になりますけれども、先ほど8月に申告して、それは30年8月の申告だとすれば、31年度の家賃を決定するまでということで、いわゆるタイムラグがあるわけです。そのときにその方が何らかの事情で支払い能力が極端に欠けてくるということもあり得るかと思うのですけれども、そういったときは何かしらの対策とかフォローみたいなもの、制度的なものはあるのでしょうか。

（都市整備部参事兼建築課長）当初申告した段階では、ちゃんとした収入があったという形で家賃算定が決定されたという形において、例えば会社等が倒産してしまった、あるいは生活保護者になってしまったとい

うような形であれば、その時点でうちのほうに書類を出していただいて、生活保護者なら生活保護者の形で当てはめて家賃は免除していくという形になると思います。あくまでも今回の認知症の申告というのは、次年度の家賃を決定するための算出を我々が行うためのかわりの書類という形でございます。

以上です。

（加藤）最後です。一般の民間のマンションであったり、賃貸の物件だと今保証会社なんかが入って、親族がいないとかという場合でもその保証会社が保証すればいいよみたいな感じとかあるのですけれども、市営住宅の場合ってこういうときに保証人とか、その人以外で誰か必要なのか、あるいは保証会社が民間でやっているようなものに当てはまるようなものがあるのか、ちょっとそこだけ確認したいと思います。

（都市整備部参事兼建築課長）市営住宅に入居決定においては、連帯保証人を1人つけていただくという形が条件になっております。

以上です。

（阿部）この前、直接これとは関係ないのだけれども、いわゆる高齢者のひとり住まいの方は住んでいた住宅、要するにアパートとか、そういったところを取り壊しになるので出ていってくれと言われて、そして行き先がなくなってしまう人というのは非常に多くいると。保証人をつけると言われてたところで保証人になってくれる人もいない。もちろん公営住宅は保証人が必要なのだろうと思うけれども、何か保証人を代理してくれる機関というのがありますよね。その機関を利用して、そして入りたいと希望している、いわゆる待機入居希望者というのか、こういった人たちというのはどの程度いるのかな。

（都市整備部参事兼建築課長）市営住宅の入居の申し込みにつきましては、随時募集をかけている状況でございます。それで、団地内のバランスを考えて、例えば母子家庭だけの団地というわけにもいかないなので、順番的な形をうまくリンクさせてミックスするような形で考えております。今現在では、当然入居を希望する方が、どこどこ団地がいいという第1希望で申し込んでいただきますので、それについては比較的結構展

開が早くて、昔は何十人待っていて、1年待ったけれどもだめだったというケースもあったのですが、最近では、具体的に何人退居を待っていますよという形が少ないとは考えています。今市営住宅のあきについても、30戸ぐらいあいているのかな、という形もありますので、そんなに希望が激しくなければある程度のところは入居可能かなと。ただし、当然条件がございしますので、収入が比較的安い、基準以下であって市内の在住、在勤、2年以上住まわれている方だとか、当然持ち家がないよというような形のその他の条件もクリアした上でいけば入居は結構簡単というか、昔ほどではないという形で考えております。

以上です。

（阿部） その番組見ている、本当に気の毒だなというふうに思ったのです。今現在いわゆる保証人のいない方々が利用している機関というのは、保証人を代行してくれる機関というのはどういったところになっているのかな、この近在では。

（都市整備部参事兼建築課長） 昨今阿部委員おっしゃるとおり、報道とかでもそういう連帯保証人会社みたいな形があるかと思いますが、今の市営住宅の内規の連帯保証人はそういう代行会社までは触れていない状況なので、簡単に言えば身内の方が連帯保証人になって出しているというのが実態でございます。

（阿部） 結局はいわゆる天涯孤独な人は利用できないという結論に至ってしまうのかな。

（都市整備部参事兼建築課長） 実態的な形で本当に高齢の方で一人の方でなかなか申し込んでくる方というのが、保証人がないという形の方が実態的に私今のところ事務をやっている中では該当する事例がなかったもので、本当にそういう方なのかという形がわかりません。通常ひとり暮らしの高齢の方でも大概子どもたちが保証人だとかという形になっている方が多いので、今言ったように保証人がいないという形の方の相談は今のところなかったです。

（阿部） では、珍しいケースだったのだかな、私が見た番組は。

（都市整備部参事兼建築課長） 今後そのような方がふえてくることは考

えられるかと思うのですけれども、今の鴻巣市の市営住宅においてはそのような形の中の相談事等については今のところない状況です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第40号 鴻巣市市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) 本会議でも少しお伺いをしていたのですが、社会資本整備総合交付金に関して1点お尋ねをさせていただきます。

今回幾つかの事業の中で減額というような形で、内示額が少なかったためということでご説明いただきましたが、大体希望額に対して何%ぐらいの内示が出ていたのかお答えいただければと思います。

(都市整備部副部長) それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ます。

実際国の交付金につきましては、それぞれのメニューによりまして内示の率が異なっているという状況でございます。具体的には例えば道路で申し上げますと、道路課のほうで建設部のほうで実施しております橋梁の点検ですとか修繕、こういったものは国の重点事業に位置づけられておりますので、全体でいいますと8割近い内示が出ております。一方で市町村道の拡幅といったいわゆる通常の工事に係るものにつきましては非常に内示が厳しくて、全体でいいますと2割程度しかつかないと。中のメニューによって、また国が今力を入れている施策によって実際の内示率が若干異なっております、そういったものが全体で計算された上で鴻巣市分の補助金の総額が入ってくるということになります。本会議の中のご質疑の中でもございましたが、例えば再開発事業につきましては駅直近のいわゆるコンパクトシティーの推進という中で内示が高目に来てはおりますが、少し離れた場所での事業ですとか非常に厳しいようなものもございまして、例えばこの後ご説明させていただきます北新宿の区画整理事業等につきましては、道路事業で国庫の補助をお願いしているという実情もありまして、内示が非常に厳しいということになっております。

以上でございます。

(秋谷) ちょっと教えてもらいたいところが、15ページの都市計画課の土木費の県の補助金で、私の記憶がもうないのかもしれないですけども、寺谷のほうで寄附された公園というお話が……

(何事か声あり)

(秋谷) 勘違いです。ごめんなさい。今の発言は取り消してください。あとは33ページのところで三谷橋一大間線の2期工事の整備事業で、社会資本整備総合交付金の減が大きいのですけれども、これによって工期というのが全体計画に対してどれくらい押すものなのでしょうか。毎年毎年総合交付金が落ちているから、どんどん、どんどん計画が後ずさりしてしまっているとは思うのですけれども。

(道路課長) 実際には三谷橋一大間線の計画というか、認可のほうは今

年度、29年度で切れるわけなのです。30年4月1日から新たに5年間延伸するという形で、実際に事業的なものについては今宮地交差点から鴻神社に向かって100メートル分今年度工事入ります。それに伴うというか、それに引き続き、平成30年度もその100メートルから先を延ばしたいということで、それに伴って3件の用地買収を行うということで、また65メートル分ということで今年度、30年度工事を行うような形で、実際に整備のほうは当初よりはおくれていると思いますけれども、用地的なものを着々変えておりますし、周りの地権者の協力を得ておりますので、なるべく早い整備のほうを進めていきたいという考えはあります。以上です。

（秋谷）そうすると、今のお答えをいただくと、この2期工事というのは30年度中にある程度今言っていた区間は間違いなく終わるというめでよろしいのでしょうか。

（道路課長）そのとおりです。

（秋谷）あとはその下の市街地整備課で、東口駅通り地区の街区公園の設計関係が30年度というお話があったと思うのですがけれども、改めて街区公園の全体的な規模とか、今こちらが、行政側が意図している内容についてちょっとご説明をいただきたいのですけれども。

（市街地整備課長）この街区公園につきまして、今駅通り地区の再開発事業で公共施設として中山道側の、今計画では約1,850平米を見込んでおります。そちらのほうを今回の再開発事業で補償費としての費用とあらかた整地の費用を組合で行ってもらいまして、その後鴻巣市のほうでそこを公園として整備していきたいという計画でございます。工事の時期が、再開発事業が31年の7月ごろに建物の竣工がありますので、何とか31年度中には公園の整備を行いたいという計画の中で、逆算して29年度に設計して30年度工事というところだったのですけれども、マンションのほうの販売参加組合員であるところがモデルルームをつくらせてほしいということで今建設してあります、公園用地に。その関係で工事がどうしても31年度になってしまうという流れの中で、30年度1年あいてしまうので、30年度に設計を行って、31年度工事というような流れを行い

たいと思います。ですから、30年度にまた基本設計、こういった公園をつくるかを踏まえまして、今後計画を立てていきたいというような状況でございます。

（秋谷）そうすると、実際にあそこにマンションというか、建物ができ上がって、実際ご入居されている最中に工事に入るようなスケジュールになってしまうご説明だったのですけれども、例えば建物部分の販売とかへの影響というものは、今モデルハウスを建てさせてもらっているわけだから、おくれても文句はないわけですね。要は公園整備がおくれたら、入居する方々にしてみると住んですぐ公園というのはあってしかるべきという発想があると思うのですけれども。

（都市整備部副部長）秋谷委員承知だと思うのですけれども、現在住宅建設のほうをメインでやっております。課長も言いましたけれども、来年の7月ぐらいに建築物等の引き渡しを目指して今鋭意事業を進んでいるわけなのですけれども、あわせて4面が道路に囲まれている、また公共施設として街区公園の計画予定があるわけなのですけれども、現在敷地内の建築工事とあわせて道路の工事が並行で作業できない状況がございます。それは、4面道路の道路確保とあわせて仮囲い等で今囲っております。景観等も配慮した中で、あと建築の今後の進捗状況とあわせて当然道路整備もやっていかななくてはいけないのですが、仮囲いがどかないとどうしても工事ができない。まして駅前の通りに関しては再開発側に約7メートル入りますから、どうしても建築に影響が出てしまうということで、販売のほうも今順調に推移して、もうあと残り幾つかというのはちょっと聞いておりますが、その辺の引っ越しのときにあわせて車の出入りの部分だけでも最低限道路としての拡幅整備は確保しなくてはならないのですけれども、一定程度中の整備が終わった時点で並行しながら道路と公園をやっていくという、どうしてもエリアづけて先行をどこにやっていくかというとり方をしますと、そのような状況になってしまうわけなのですけれども。

（秋谷）周辺に余裕のスペースがたくさんあれば、いろいろ資機材を置くなりなんなりというのは工夫ができるのだけれども、あの敷地の中だ

けでやってなおかつ敷地が狭くなってしまうのでやむを得ないと思うのですが、ただ市の公園をつくるという景観上の、多分向こうの販売会社というのは当然その利点をアピールしているはずなのです。隣接にこういう立派なきれいな公園ができますと。要は住まわれる方々にしてみるとそんな後づけするなんて思っていらっしゃらないと思うのです。そういったところがしっかり住宅の販売会社の方から前もってこれこれ工期はこういうふうになるので、公園のオープンはどれくらいになりますとというような話をしっかり販売された方に話してもらわない、市のほうが変わるとばかりを受けるということを言っているのですが。その点についていかがでしょう。しっかりとお話が、要は販売者に対して、買われている方に対して。

（市街地整備課長）住宅販売のほうのマリモという会社なのですけれども、今販売している過程である程度重要事項説明といろいろ説明を行っている中で、恐らく公園、道路の説明も行っているものと考えているのですけれども、再度確認しまして、そこら辺不都合のないように対応していきたいと思えます。

（阿部）31ページの市街地開発基金積立金、これがカントリーエレベーターの売上金がここに入ると。漠然としたものなのだけれども、なぜここに入るのか、理由をお聞かせいただきたい。

（市街地整備課長）これは、財政のほうと協議の中で、市有地の売り払いがまず市街地の再開発基金のほうに積み立てるという今までの流れがありまして、当然財政、企画部の判断でここに積むという判断だと思います。財政上の基金の考え方となると思います。（P30「鴻巣市市街地開発基金条例の第2条に不動産売払収入は基金として積み立てる旨の条文が載っております。こちらを根拠として積み立てるものでございます。」に発言訂正）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時49分）



（開議 午前11時50分）

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時50分)

◇

(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課長) 午前中の阿部委員のご質問に答えました、31ページの土地売却収入基金として積み立てる根拠でございますが、午前中の答えでは企画部、財政部当局と相談をしてと回答しましたところ、訂正をお願いしたいと思います。

実際の根拠といたしましては、鴻巣市市街地開発基金条例の第2条に不動産売却収入は基金として積み立てる旨の条文が載っております。こちらを根拠として積み立てるものでございます。訂正のほうをお願いします。

以上です。

(阿部) いや、私は勝手にこの不動産を取得するときに当然お金が充当されたからもとに戻ったのではないのかなというふうに想像はしていたのですけれども、その辺の経緯というのはどうなっていたのだろう。あそこを購入したときのお金はどこから出たのか、それが結局こういった名目の基金から出て、それで購入したのであればここに戻ってしかるべきなのだなというふうに想像はしていたのだけれども、どうだったのだろうね。わからないか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時01分)

◇

(開議 午後 1時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

(都市整備部参事兼建築課長) 午前中の議案第40号の中で橋本委員のほうから私のほうに質問が出ました市営住宅の単身者の世帯の数と生活保護者の数でございますが、単身世帯の数が139世帯、生活保護世帯につきましては35世帯でございます。なお、このうち単身生活保護者については26世帯という形でございます。

以上でございます。

(委員長) 次に、議案第47号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) それでは、1点お伺いをさせていただきます。

先ほども交付金のご質問をさせていただきましたが、まさしくこれが一番影響が出ているのかなというふうに毎年のように見ているのですけれ

ども、今回も国庫支出金のほうが約7割予算に対してカットされているというような状況下の中で、どうしても事業のおくれが出てくるのが一番の心配なのです。ことしも3月に入って、間もなく今年度も終了しようという時期ではございますけれども、当初の計画でこの1年を通してこういった形で今後進んでいくのかというような予測とかは、今回のこの補正額もやはり大幅に出てきているというところもあって、次年度の予算の絡みもやっぱり出てくるかと思うのです。ですので、そのあたりをちょっと御担当として見解をお伺いできたらと思うのですが。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）今回と申しますか、補助金のほうが毎年要望額に達しないような形になっておりまして、現在国との交渉の中で交付金の関係で社会資本整備総合交付金のメニューの中に都市再生区画整理というような補助メニューがありまして、そちらのほうは補助率としましては今まで50%ぐらいの補助がついていたものが、3分の1ぐらいの補助となってしまうのですけれども、交付率としましては今まで30%ぐらいだったものが、現在の状況ですと80%ぐらいになるというようなお話を聞いておりまして、そういったものに少し一部分をシフトしながら進みぐあいを上げられるような方法を今国のほうと協議しているところです。

（細川）そうすると、今後は少し進捗が伸びてくるというふうに期待してもいいものなのでしょうか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）これから仮換地指定という作業を進めまして、ほぼ全域の仮換地指定をすることができた場合に、線路向こうのところに補助を充てていくような形で今計画しているものですから、そちらのほうに入っていくときには今まで以上に進捗が望めるように努力していきたいと思っております。

（橋本）1点だけ、この社会資本整備総合交付金のことに尽きると思うのですけれども、先ほど副部長が大体こういった土地区画整理事業には2割か3割ぐらいしかと言ったと思うのですけれども、もともとこれは当初の予算のときに予想はできなかったものなのではないでしょうか。こんなに大きく違くと多分事業も難しくなるのではないかと思うのですけれど

も、そういうのを予想されないものなのでしょうか。それだけちょっとお伺いします。

(都市整備部副部長) この北新宿の土地区画整理事業につきましては、先ほど所長のほうが説明申し上げました区画整理の補助金、いわゆる都市再生の区画整理の補助金というのを入れてきていませんで、通常の道路を整備する補助金を活用してきました。といいますのが、そちらのほうが補助の率がいいことから、きちっと国のほうの予算が確保されれば市の持ち出し分が結果的には減るということで、道路の補助金をメインに使ってきております。先ほど委員のご質問の中で区画整理の補助金が2から3割というご発言がありましたけれども、北新宿につきましては道路の補助金を使って区画整理を進めているので、今はちょっと非常に厳しいという状況になってきております。2から3割ぐらいというのがいわゆる一般の道路と同じような補助のメニューでやってきているという状況でございます。当初はこちらの交付金を使ったほうが補助率も高いですし、以前はこれほど悪くはなかったですから、市の負担としては減ると判断の中で行われてきたのですけれども、最近是非常に道路部分の補助金のいわゆる内示率が、配分率が非常に厳しくなっておりますので、そういったこともありまして、今後は今まで活用してきました補助率がいい道路の交付金と一部分、補助率は若干下がるのですが、内示率が高くなっています区画整理のための補助金を組み合わせる形で進めていきたいと思っております。この手続が計画の変更等をしている関係で、この後ご審議いただきます30年度の当初予算には間に合わないのですけれども、31年度からは2つの交付金をうまく使いながら、今回のように7割のお金がとれなくなって事業が進められないということがないようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 平成29年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) それでは、歳入のところのご説明で物件移転が完了しなかったためにその後進展できないからということで県費を戻したというような認識でまずはよろしいでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) はい、そのとおりでございます。

(細川) そしたら、物件の移転の手続、何が問題で停滞しているのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 建物移転に関しまして、移転がまだ完了できないということで、その期間が次の年に行ってしまうということがありまして、今回県のほうにお返しするような形なのですけれども、来年度またこの費用につきましていただくよ

うな形で進めていきたいと思っております。

(都市整備部副部長) 移転補償費の繰り越しですけれども、ご本人といろいろ調整をとらせていただいて契約に至ったのですが、従前の建物に当然今生活しております、新しい換地先に新しい建築物を今建てているということで、ハウスメーカー等の詳細においてかなり新築の建築の調整に時間を要して、最終的にまだ新しく越すところの建築物ができていないもので、事業用地の中で古い建物が更地の状態にならないということで今回繰り越しをお願いしたわけでございます。春先から初夏にかけては新しい建築物も大分進んでいますので、速やかに引っ越しをいただければ解体、除却をしていただけるものと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第48号 平成29年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算に

ついて、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(橋本) 1点だけちょっと。

笠原第二地区クリーン施設の改修内容というのを教えていただけませんか。

(下水道課長) 今回の改修工事ですが、コンクリート面が劣化しているということで防食工事を実施するとともに、耐震補強もあわせて行います。そのほか経年劣化した機器等の機械設備、電気設備等の更新を行う予定です。

(橋本) これは、笠原が終わったらまた次に順次いろんなほかの3施設もそれはやっていくことになっていくのでしょうか。

(下水道課長) ほかの施設については、ことし機能診断ということで改修が必要か、それともどのくらい延ばせるかといったような診断を今年度2カ所行います。笠原地区と郷地・安養寺地区です。その後改修が必要な場合はそういった形になるかと思えます。

(橋本) あと1点、本会議でまだ接続されていない百何十軒でしたっけ、この方たちは今の状況というのは浄化槽に流れているのですか、それとも垂れ流しなののでしょうか。それだけ確認したかった。

(下水道課長) 浄化槽になっているか、くみ取りなのかというのはこちらのほうではちょっと把握はしていないのですが、104軒あるのですが、104軒のうち、ますがついていてすぐ接続可能なお宅というのが45軒ほどになります。そちらのお宅には、昨年11月から1軒1軒訪問して、接続ができるかどうかというお願いをしたりしております。そのお宅がくみ取りなのか、それとも単独浄化槽、合併浄化槽ではないのかというのはちょっと調査ができていません。

(秋谷) 今4施設を接続している軒数教えてもらいたいのですけれども。

(下水道課長) 全体ということでよろしいですか、それとも個別。

(秋谷) 個別のほうがいいかな。

(下水道課長) 処理区域内の接続世帯として、笠原地区で平成28年度末で348軒、第二地区で300軒、郷地・安養寺地区で259軒、上会下地区で69軒、トータル976軒となっています。

(秋谷) 近年の、人口がこのエリアで、単純なことを言えば低下傾向なのか、上昇傾向なのかという認識。

(下水道課長) 地区にある世帯数においてもなのですが、徐々に減っているのと、あと世帯数の減り方はそれほどでもないのですが、処理区域内の人口という意味ではそっちのほうが大きく減っています。単身になる方とか、子どもがいたのが子どもの世帯が外に出てしまっただけで両親しか残らないというような、要は1世帯当たりの人数が徐々に減っていったような状況だと思います。

(秋谷) 担当の課長として、農業集落排水の将来というのはどのようにお考えですか。

(下水道課長) 大変今の質問は厳しい、見るからに人数が減ることによって料金収入も減りますが、施設については変わらないということで、維持費のほうがどんどんかかっていくということになりますので、大変厳しい状況になっていくのかなと思います。その後については、今機能診断して更新をかけるのかというようなことと、あと補助金をうまく使うといったことでなるべく負担が少ないように維持管理、もうつながっていますので、維持管理していくしかないのかなというふうには思っています。

(秋谷) もちろん接続してしまっているし、お住まいの方がいきなり全部いなくなるわけではないので、何とかかんとかうまく更新というのか、できればいいとは思うのですけれども、これをもっと効率的に処理する方策というものはないものなののでしょうか。どうなのでしょう。今の4つの施設にどんどん、どんどん更新のためのお金をかけるのも、それは目先的には必要なのでしょうかけれども、もっと将来的な展望を持って効率性を上げるための方策というものは何かないものなののでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時42分)



(開議 午後1時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長) 今後についても維持管理費はかかりますけれども、このまま経費を抑えて長く使えるようにうちのほうが経営努力していくようなつもりでいます。

(秋谷) 実際のところ、経営努力する余地ってどれくらいあるのですか。厳しいような気がするのですけれども、実際は。続けてちょっと、まだ私指されているからしゃべってしまうけれども、先ほど橋本委員からお話があって、未接続のお宅が104軒、それでまだくみ取り式なのか、浄化槽でやっていらっしゃるのかというのはわからないというようなお答えがあったと思うのだけれども、段階的に浄化槽でもとは言えないのでしょうか。ますを引っ張ってしまっている以上は無理なのかな。もっと将来的なことを考えたときに、せめて浄化槽でもと。要は農業集落の環境を大事にしましょうというのがもともとの考えでしょう、農業集落排水は。環境を優先するのであれば、本当はちゃんと接続してもらうのが一番なのだけれども、せめて浄化槽だけでも転換を図るほうが根本的な目標の達成のためには必要なのではない。というふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

(下水道課長) 根本的に環境改善という意味では、合併処理浄化槽の推進ということで達成されますが、農業集落排水地区においては、やはり農業集落排水を使っていただくという方向で進めているのが今の現状であります。だから、今後も農業集落排水設備がある地区においては接続のお願い、それとそれ以外については公共下水道と合併処理浄化槽ということで環境の保全に努めていきたいというふうに考えています。

(秋谷) では、この話はまた来年。

そしたら、あと何点かちょっと教えてもらいたいの、477ページの農業集落排水処理施設維持管理事業の中の最適整備構想機能診断調査という、笠原、郷地・安養寺地区にかける、具体的にどういう最適整備構想というものの、機能というのか、あるものかちょっと教えていただきたい

のですけれども。

(下水道課長) これにつきましては、最適整備構想自体は全部の施設の機能診断を終えてから策定ということになります。現状は、今の設備がどのくらい、お金をかければもたせられるのか、それとも例えば笠原第一、第二ありますけれども、一緒にしてしまったほうがいいのかとか、そういう大きな意味で、その施設のみにとらわれない形で最適整備構想というのはつくる予定でおりますので、今の段階ではどれくらいとかという形にはまだなっていないような状態です。

(秋谷) そうすると、4つをやった後という話だけれども、場合によっては笠原の第一なり第二なりを統廃合というか、そういうことをもしやったほうがいいだろうということになれば、効率的にはよくなるような図でいいのかしら。

(下水道課長) そのとおりと考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第52号 平成30年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 0 分)



(開議 午後 2 時 0 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第54号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(細川) 毎年予算のときに進捗率だとか総工費、それから今後の進捗、そうしたものを伺っているのですが、次回から大型開発というか、例えば駅前の東口再開発事業、ああいったものであれば1年、2年程度で終わる、そんなに長くない工期なので、ある程度進捗だとかも出てくるかと思うのです。この北新宿もそうですし、広田中央特定土地区画整理事業のほうも10年とかのスパンになってくるので、なかなか進捗率だとかどういう状況かというのは見えづらいもので、その資料を次回からつけてもらえないかなということでもまず1つお願いと、数字のほうを伺いたいののですが。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業進捗の関係につきましては、県のほうで彩の国の区画整理という冊子を出しているのですが、その中に進捗率が出ているのですが、前年のものといえますか、まだ今年度のものというのは確定した数字が出るのが大体6月から7月ぐらいになってしまいますので、前年度分でもよろしいということであれば、そちらの資料を出させていただくことはできます。

(細川) ある程度3月の段階で、次年度の予算をつける時期ですから、もう正確な数字でなくてもある程度の見込みとして今年度として3月でこのあたりだとか、実際に2月の段階でこれぐらい執行して、これぐらい進捗しているとかというのも出てくるかとは思っています。2月だ、3月だというところで余りここで線を引いてくださいというのは、こちら

側から明確に指定というのはないのですけれども、去年のものを今出されてもこの1年何やっていたのだという部分なので、来年を見越して今の状況がこういう状態なのでということでお答えをいただければありがたいなと思うのですが。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）見込みということで出したものはあるのですけれども、その辺提出してよろしいかどうかはちょっと検討させていただきながらやらせていただきたいと思うのですけれども、とりあえず現段階で平成28年度末では約50%の進捗だったのですけれども、平成29年度末の進捗の予定、見込み額なのですけれども、約57%という形になっております。事業計画のほうが今回変わっておりますので、総事業費のほうが当初、前回の第6回的时候には105億という数字になっていたのですけれども、それが約97億というような形になったものですから、分母が減って進捗がちょっと伸びている部分もございます。

（細川）そうすると、次年度の予算として5億見ているということは、年間で大体5%の進捗というような形で単純に見据えていってよろしいものなのですか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）大ざっぱに言いますとそのぐらいの進捗になると思うのですが、先ほどからのお話の中で国費の関係が満額つくかつかないかによって、その辺の進捗が変わってくる部分がございます。

（細川）そうすると、今の見直しをしても分母が97億、現在の進捗として57%の見込み、年間でこれぐらいの予算をつけていくと仮定したときにはまだあと9年、ちょっと先の長い話にはなってきますよね。当初計画から大分ずれているかとは思いますが、そのあたりどのように見直しだとかで進めていこうというお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）先ほども申しましたけれども、補助金などの切りかえなどをしながら補助額を予定どおりとは言わなくてもある程度いただいているような方法に

切りかえていきながら進めていきたいとは思っておりますが、現段階の進捗状況でいきますと事業計画としては35年の3月末ということで、一般的に区画整理の延伸というのが5年ごとということで、確定した数字になると何年というふうにすることもできるのですけれども、こういった補助事業でやっている場合ですと何年というふうには、そこまでやるのだという形がなかなかできなくて、こういうふうな事業計画となっております。

（細川）国、県からの補助という部分に関して減額になっているというのは、この予算で去年と比較して5,376万4,000円の減ということで予算も組まれているのを見てみると、かなり皆さんも大変な思いをされているのだなというのもよくわかるのです。歳入の比率からすると、前年度予算として約20%、今年度はもう12%ぐらいまで比率を大分下げて、その分を市からの持ち出しというような形で他会計から繰り入れしたりとか、あと市債の発行をしたりだとかというような形で何とか補っているというのも見えてくるのです。大変なのはわかってはいるのですけれども、やはりある程度早い段階で全て完了していくようにやらないと、これもずるずる、ずるずるいってしまうお話だと思いますので、最終的に何か決定的にこうすればどうなのだろうかというようなものって何か秘策はないのでしょうか。

（都市整備部副部長）ご質問いただきました北新宿の今後の進捗についてですけれども、区画整理事業につきましてはこの区画整理の特別会計だけのお金ではなくて、下水道の部分のお金等も組み合わせながら事業全体としては進んできております。平成30年度の当初予算につきましては、区画整理側のほうの予算、事業費が非常に少なくなっているような、先ほどご指摘もいただきましたが、御印象があるかと思うのですけれども、現在進めております都市計画道路及び事業計画の変更、これがこの前認可をいただきましたが、これに伴いまして今は地権者の方々と全域の仮換地の指定に向けた調整をさせていただいております。そういった意味で来年度、30年度につきましては区画整理事業としての費用、予算が余り大きく動かないような年次になってきております。しかしながら、

この北新宿につきましては大きく2カ所、鉄道部に新しく交差点をつくる場所がございます。また、新しく道路を先につくっていくことになるのですが、道路をつくるためにはその場所の下水道と、また水の排水等を先につくっていくことが必要になりますので、建設部のほうとも調整をしていきながら、下水道予算とあわせて事業進捗を今見込んできています

そういった意味で踏切の部分の手はずと、あとは全体の排水とか雨水の計画との調整ということと一緒にやっていきながら、事業としてはスピードアップを図っていきたいと思っております。30年度につきましては、どうしても仮換地の指定ができないとその先の工事に進まないということがありまして、見かけ上は少ないのですが、その分下水道部門のほうの予算を少し前倒して投入をしていただく計画にしております。そういった中であと2年、3年、4年ぐらいするとかなり見えてくるような部分ができるかなと思っております。そういった中で国庫のとり方もよりとりやすい交付金を入れながら、少し組み合わせてやっていきたいと思っております。

(細川) 期待して終わりにします。

(橋本) 549ページの区画整理審議会委員報酬10人分というのがあるのですけれども、これとか毎年やられているのだと思うのです。この審議内容というのはどういったものなのか、それだけ教えていただきたい。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 審議内容につきましては、区画整理法の中に載っておる区画を変更したいのだとかという部分について審議をしていただいたり、今回の場合ですと事業計画を変更するに当たっての説明会を開いているのですが、その前段でこういった形の変更をしていきますというようなことを審議させていただいた上で説明会に臨むような形をとっております。

(橋本) 30年度はそういうことをするというのでいいのですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 30年度につきましては仮換地指定、先ほどお話ししたものを予定しております、そちらの換地の説明をさせていただいて、了承をいただいた上で仮換地

指定通知を発送するというような流れになります。

(秋谷) 予算の中というよりも、去年遊水地の除草作業で事故があったと思うのですけれども、結果的にそれに対する対策というのは講じなくてもいいという判断の上のこの予算書なのかな。だって、毎年毎年今後やる作業ですよ、除草作業は。去年というか、今年度の事故が業者さんのいろいろ不手際もあったのかもしれないけれども、何かしら行政側としても対策を講じたほうがよかった部分というのは別になかったという判断で、そういう対策のお金が出てきていないという理解でいいのかしら。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 今回の事故に関しましては、除草作業時ではなくて、道路舗装のときの業者のほうがかたま中へ入って草を取ろうとして落ちてしまったというような状況になっておりまして、市のほうでお願いしている除草作業の業者による転落という形ではないということです。転落してからは、業者のほうにも指導しまして、市として予算的に何かそういったものを確保しながらということはやっておりますけれども、何か事故が起こったりとかした場合の保険には入っております。

(秋谷) 保険のお話でいうと請負業者が入っているというお話でしたよね。行政のほうでということではないですよ。

(いや、行政も入っていますの声あり)

(秋谷) ちょっと休憩してもらっていいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 2 6 分)



(開議 午後 2 時 2 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) そうすると、ちょっと休憩中にいろいろ教えていただいてわかったのだけれども、業者側に問題がちょっとあったというか、からこちら側でどうこうという対応をしていないという話だったのだけれども、そういう意味合いでこの予算で事後対応とかする必要がないという理解

でいいということか。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）そのとおりでございます。現段階では、市側に責任、過失があったということではないので、保険的には業者のほうで扱って、市としてはそういった対応をしていかないような形で考えております。

（秋谷）最後に1つだけ。

今年度の歳入の545ページの売却収入が1,385平米で、一般公募で9,000万円の予算が上がっているわけだけれども、これは何区画になっていて、今現在売れ残っている部分とあわせてなのか、要はその詳細というのか、今現在例えば何区画残っていて何区画売る予定なのか、それとも新年度予算でその分、造成する話はないけれども、何区画になるのかというところをちょっと教えてもらいたいのですが。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）先ほどの質問なのですけれども、今回7画地を予定しておりまして、今売れ残っているといたしますか、画地は2画地売れ残っているような形になっております。そのほかは新たに区画として出していくような形で考えております。

（秋谷）あと、ちょっともしかしたら原課でわかっているかどうかわからないのですけれども、北新宿地内に転居されると補助金いただけますよね。そちらを利用してきた方というのは現在何件ぐらいいらっしゃるのかしら。要はその施策の効果というものを聞いているのだけれども、端的に言うと。

（市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長）住宅等の支援ということで総合政策のほうでやられている3世代同居住宅促進事業というのがあるのですけれども、こちらにつきましてはちょっと件数の把握まではしていないのですが、先日ご契約していただいた方が3世代で川越のほうから来られるという方がいらしたのですけれども、そういったものがありますよというご紹介だけはさせていただいております。

（秋谷）効果があるならいいのだけれども、もし効果がないのなら30万円なんてそんなちっぽけなことを言わずに、もう10万円か20万円ぐらい

ちょっと上乘せをお願いしますというふうにご要望してもいいのではないかと思うのですけれども。せつかなので。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 現在吹上のほうで制度を受けた方が7件おりました、そのうち北新宿のほうで3件受けているという形の資料になっております。

(秋谷) そうすると、部長、あの施策はやっぱり効果が大というふうに理解させてもらっていいのでしょうか。

(都市整備部長) あの施策につきましては、大きな効果があったと、そのように思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第54号 平成30年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時34分)

◇

(開議 午後2時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第55号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) こちらの全体に絡むところなのですが、記憶だと30年で全て完了と、31年ですか、32年ですか。延びましたか。32年ですか。32年度に全て完了で、大方もうめどは立っているような状況だというふうに考えてよろしかったでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 事業完了予定につきましては、事業計画上で平成33年3月末という形になっておまして、それに向けて進めているのですが、一方では権利者の中に換地計画に未同意の方がおられまして、その方が1人なのですが、かなり進捗を図る上でなかなか同意していただけないという現状があります。現在根気強く交渉を重ねながら、できるだけ期間内に完了できるように進めているような努力をされている状況です。

以上です。

(細川) 先ほど29年度の補正の際にお伺いした県費のほうなのですが、これが30年度の予算、収入のところでは前年度予算、570ページなのですが、県負担金ということで前年度1,600万、本年度ゼロになっているのです。先ほどのご説明であると、30年度にこれをもたらす予定だということでご説明があったかと思うのですが、改めて確認させてください。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 委員ご指摘のところにつきましては、今年度ちょっとその方の移転の状況を確認しながら、補正によってこちらのほうの受け入れを考えていこうというふうに考えております。

(細川) そうすると、先ほど補正のときにお伺いした感想、私が受けた

感想としてはもう新しいご自宅も建築中で、そちらに移られる、ただ建てられるのに少しお時間がかかっているので、年度内に終わらないからというような感覚だったのです。という、もう今着々と進んでいるのであれば、それが1年もかからないように思って、近日中にその手続とかも全て終わっていけば、終わった後解体して更地にしてというところまではあつという間に終わるかと思うのです。そうすると、これもこの予算で出てきてしかるべきだと思うのですが、何ゆえに補正を組まなければいけないのでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 今回契約していただいた方がかなり細かい方と言ってよろしいのか、ちょっとあれなのですけれども、結構建築などに関しても細かくやっているということで、結構時期が読めない部分があったのですけれども、ここに来てやつことしぐらいのうちには引き渡していただけるような方向性がやつと出てきたものですから、実際には補正で対応するような形にはなってしまったのですけれども、当初に見込めなかったといいますか、当初予算の段階では見込めないところがありまして、こういった形をとらせていただきました。

(細川) こちらのほう、ある程度事業費として資金も投入しながら最終のお尻の部分もある程度形にしていこうというような形で以前お伺いもしていたかと思うのですけれども、そのこのところというのは市の持ち出しとしてやるにしても、ある程度進行するというふうに考えた予算だと思ってよろしいですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) そういった形でよろしいかと思えます。

(秋谷) 571ページで、一番上段の保留地売却収入ですけれども、30年度は450平米、2画地の販売をご予定ということですが、あと残っている画地というのでしょうか、終了までに何画地を売らなければならなくて、そのうちの今年度が2画地なのかというのをちょっとはっきりしてほしいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時09分)



(開議 午後3時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 76画地に対しまして、今現在は57売れておりますので、あと19画地という形です。

(秋谷) そのうちの2画地を売るということかな。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) はい。

(秋谷) そうすると、逆算で今平成29年度末ですから、30、31、32、3年度で19画地。区画の整地は現状もうできているものなのでしょうか。要は間に合うのかどうかということを知っているのですけれども、この販売が。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 使用収益が開始されている部分が現在の場所になっておるのですけれども、今後道路の整備を、今赤城台一共和線の工事をしていたり、来年度県道の鴻巣一羽生線のほうを工事していただくと、そういったところにある保留地が販売できるような状況になってくるような形になります。そういった中では、33年までに保留地のほうが全て売り切るような努力をしていきたいと思います。

(秋谷) 本当だったら北新宿のときにも聞けばよかったのですけれども、住宅の分譲価格イコール販売価格になっているのかな、その値段というのはいつときすごく景気が悪いと言われたときと比べて値段的な上下というのは全くさせていない状態なのではないでしょうか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 北新宿につきましては、土地の形等によってかなり値段の差があるところもあるのですけれども、広田のほうにつきましては形が余り異形な形をしているものとかがないものですから、ある程度毎年同じような金額にはなっているのですけれども、かなり金額的に周りで売られている方の金額というのが安い値段で出ているようでして、今後來年度、30年度について販売していくに当たっては鑑定士のほうと相談しながら、そういった価格

の見直し等も検討しながら進めていきたいと思っております。

(秋谷) 今の答弁だけを伺っていると、むしろ下げる方向でということなのですか。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) その辺は、鑑定士のほうと確認しながらになりますけれども、売れ行き状況によっては下げるものも出てくるような形になると思います。

(秋谷) 答えられたらでいいのですけれども、ずっと前に区画整理をやっていた方に聞いたことがあるのだけれども、島田さんはその当時いたかな、幾らまけているのですか。要は一番最初の計画上の分譲は大体平米幾らぐらいという計算のもとに計画をつくるではないですか。ただ、実際に土地の価格がどんどん、どんどん下落すると当初の計画に対してまける、要は行政の持ち出し分というのがどんどん、どんどんふえてくるわけでしょう。それがどれくらいになっているものなのかということも過去に聞いたことがあるのです。多分島田さんはいらっしやっただけけれども、その当時。もしおわかりならお答えをいただきたいのだけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 4 分)



(開議 午後 3 時 1 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 今ちょっと手持ちの資料の中では当初の関係の保留地の価格というのがわからないので、調べてご報告させていただきます。

(秋谷) では、その件を後ほど教えていただければ結構なのですが、あともう一点だけ、先ほど北新宿で伺いましたけれども、3世代で区画整理地内に来られた方、補助を出されている方が何件中何件いらっしやっただのか、一応お答えを。何件分譲できて、そのうちの何件か。

(市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長) 資料のほうでいきますと、1件3世代の方が交付を受けているということです。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 8 分)

◇

(開議 午後 3 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 平成30年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。

次回は3月5日午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後 4 時 3 8 分)